台風23号被害罹災者対象支援 農林水産業復旧資金への支援について

台風23号の被害を受けられ、農業関連施設等が損壊し農業生産が困難となられた方や農作物に大きな被害を受けられ方の再生産のための営農資金を対象に、被災した農業施設等を早期に復旧し農業を再生産していただくことを目的に、下記のとおり復旧のための借入金に対する支援を実施します。

対象となる借入金

台風23号の被害からの復旧のために金融機関から借り入れられた資金。ただし、 平成16年12月末日までに借り入れた資金とします。

支援の内容

上記借入金に対し、次のとおり利子補給を行います。

【利子補給】

補給率 利子負担額の1/2 (ただし、末端金利(注)0.4%以上)

補給期間 5年(60月)

補給限度額 1年度あたり10万円

(注)末端金利とは、利子補給を受けた後の実質負担金利のことを言います。

災害資金制度資金

農業近代化資金

(施設の災害復旧)

建構築物・農機具取得資金 農舎、ハウス、トラクター等の施設・機械の取得等 (農地の災害復旧)

土壌改良、客土、暗渠排水等の農地の改良等

農林漁業金融公庫

農業経営基盤強化資金(スーパーL) 農地・施設の復旧及び経営資金

以上は担い手認定農家限定となります。

農業経営維持安定資金(災害資金) 農地・施設の災害復旧及び経営資金で、被災時の種苗・肥料等の経営再建費、収入減少の補填費用の資金